

バス高速輸送システム旅客連絡運輸規則の一部改正（2025 年 4 月 23 日九州旅客鉄道株式会社公告第 1 号）

バス高速輸送システム旅客連絡運輸規則（2023 年 7 月 20 日九州旅客鉄道株式会社公告第 6 号）の一部を次のように改正し、2025 年 4 月 1 日から適用します。

現行	改正
第 1 編 総則 （適用範囲） 第 1 条 九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と J R 九州バス株式会社の経営する日田彦山線 B R T との間の旅客の連絡運輸（以下「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。 2 連絡運輸の経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。 （注） 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。 （1） 身体障害者旅客運賃割引規則（1987 年 5 月九州旅客鉄道株式会社公告第 5 号） （2） 戦没者遺族旅客運賃割引規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 8 号） （3） 知的障害者旅客運賃割引規則（1991 年 11 月九州旅客鉄道株式会社公告第 38 号） 3 この規則に規定する発売、乗車変更及び払いもどしは下関駅では取り扱わない。 （以下略）	第 1 編 総則 （適用範囲） 第 1 条 九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と J R 九州バス株式会社の経営する日田彦山線 B R T との間の旅客の連絡運輸（以下「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。 2 連絡運輸の経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。 （注） 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。 （1） 身体障害者旅客運賃割引規則（1987 年 5 月九州旅客鉄道株式会社公告第 5 号） （2） 戦没者遺族旅客運賃割引規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 8 号） （3） 知的障害者旅客運賃割引規則（1991 年 11 月九州旅客鉄道株式会社公告第 38 号） <u>（4） 精神障害者旅客運賃割引規則（2024 年 12 月九州旅客鉄道株式会社公告第 6 号）</u> 3 この規則に規定する発売、乗車変更及び払いもどしは下関駅では取り扱わない。 （以下略）